

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更  
認可申請に係る審議（7回目）

1. 日 時

令和4年3月22日（火） 10:30～11:30

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 加藤、北間、本間、町田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 事案処理職員から3月17日（木）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。